

新監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和4年7月5日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 五十嵐 完 二
 同 串 田 修 平

監査結果等に基づく措置

令和3年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（令和4年3月30日新監査公表第15号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》 西区役所建設課では、一般国道402号飛砂防止柵修繕（その2）工事において、令和3年4月6日に業者より1,170万円の前金払の申し出を受け、本来であれば工事請負契約約款に基づき14日以内に支払わなければならないところ、その支払いが長期間にわたり遅延し、約4か月後となる令和3年8月13日に支払っていた。これは、工事担当が業者より受領した請求書を支払担当者へ引き継いだものの、支払担当が紛失し、令和3年7月中旬に業者からの催促を受けても支払担当が上司に報告せずに放置した上、8月上旬に他課を通じて催促されたことで、漸く組織全体が事態を知ることとなり支払われたものである。</p> <p>建設工事における前払金は「前金払の実施についての要綱」において、設計金額が250万円を超える工事に適用され、請負金額の4割を上限に前払いできることが定められている。前払金は公共工事を円滑かつ適正に施工するため、資材費の購入や労働者の確保など、工事の着工資金を真に必要とする業者が請求するものであることから、請求書の提出があった場合には、請求を行った業者が当該前払金をすぐに使用できる状態におくことができるよう、直ちに支払いのために必要な事務処理に着手しなければならない。この度は、その手続への着手が理由もなく怠られた上に、さらに、定期的な支払状況の確認や組織としての情報共有が行われなかったことで、長期間にわたり多額の未払状態を業者に強いたことは職務懈怠といわざるを得ず、その結果、業者の資金繰りや経営に多大な影響を与えたとともに、市政に対する信頼を大きく損なうこととなった。</p> <p>同課においては、二度とこのような事態を生じさせないためにも、前払金の支払遅延が業者に対して重大な影響を及ぼすおそれがあること、また本市が発注した工事の円滑かつ確実な履行を阻害するおそれがあることなど、前払金の目的や重要性を、担当者だけではなく組織全体としてあらためて認識すべきである。定期的な支払状況の確認など適正な支払事務の執行はいうまでもなく、万一このような事態が生じたとしても、迅速かつ丁寧な対応がとれる体制を構築し、失った信頼を回復することを強く求めるものである。</p>	<p>西区役所建設課</p>	<p>業者に対し支払遅延を謝罪するとともに、会計処理を実施した。</p> <p>(令和3年8月13日)</p>	<p>指摘事項の原因として掲げた事項それぞれに対し下記再発防止措置を実施。</p> <p>①工事担当は、支払期限前に、会計事務担当とともに支払状況を共有のチェックリストで確認する。</p> <p>②会計事務担当は、書類受領後に遅滞なく事務処理を行う。それが困難な場合においても、未処理ボックスへ一時保管し、日付の古いものから着実に漏れなく事務処理を行う。</p> <p>(令和3年8月9日～令和3年10月15日)</p>
<p>《合規性》</p>	<p>【制度所管課】 会計課</p>	<p>業者から前払金が未払いであると会計課へ相談があったため、西区役所建設課へ支払処理を進めるよう要請、迅速な処理を促し、令和3年8月13日に支払った。</p> <p>(令和3年8月)</p>	<p>・令和4年4月14日開催の新任係長研修及び令和4年4月15日開催の新任課長研修において、請求書保管場所の共有や、支払遅延や過年度払いが起こらないよう、組織として対応するよう依頼した。</p> <p>・出納閉鎖前の令和4年4月末から5月下旬にかけて、令和3年度分の支払漏れがないよう注意喚起する記事を職員ポータル掲示板に3回掲載した。</p> <p>・毎年秋から冬にかけて実施している会計課による会計検査において、請求書の保管方法や支払事務の進捗管理状況の確認を重点的な検査事項として位置づけ、現地検査を実施する。</p> <p>(令和4年4月14日～令和5年2月)</p>
<p>《指摘事項》 西区役所建設課では、一般国道402号飛砂等除去業務委託において、令和2年度3月分の業務履行後となる令和3年3月31日に、業者より97万9,880円の請求書を受領し、本来であれば30日以内に支払わなければならないところ、その支払いが長期間にわたり遅延し、約7か月後となる令和3年10月29日に過年度支出として支払っていた。これは、工事担当が業者より受領した請求書を支払担当者へ引き継いだものの、支払担当が未処理のまま誤って処理済の書類として保管し、令和3年9月上旬に業者からの催促を受けても9月下旬まで上司に報告せずに放置した上、予算措置のための他課との協議にもさらに一月を要して漸く支払われたものである。</p> <p>地方公共団体における支払遅延の防止については「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されることから、業務履行後に業者から請求があった場合には、法定の期間内に必ず支払わなければならない。また、地方自治法では「会計年度独立の原則」が定められており、各会計年度において支出すべき経費は、その年度の出納閉鎖日までに支払わなければならない。この度、適時の処理がなされないまま出納閉鎖日を漫然と経過してしまっ上、出納整理期間における支払状況の確認や組織としての情報共有が行われなかったことで、翌会計年度開始からさらに7か月間という長期間にわたり未払状態を業者に強いたことは職務懈怠といわざるを得ず、その結果、業者の信頼を損なうだけでなく、本市の決算にも影響を与えることとなった。</p> <p>同課においては、二度とこのような事態を生じさせないためにも、長期間にわたる支払遅延が業者に対して影響を及ぼすおそれがあること、また年度を跨いだ支出が本市の決算にも影響を及ぼすおそれがあることなど、支払事務の重要性を担当者だけでなく組織全体としてあらためて認識すべきである。定期的な支払状況の確認や出納整理期間における最終確認はいうまでもなく、万一このような事態が生じたとしても、迅速かつ丁寧な対応がとれる体制を構築し、失った信頼を回復することを強く求めるものである。</p>	<p>西区役所建設課</p>	<p>業者に対し支払遅延を謝罪するとともに、会計処理を実施した。</p> <p>(令和3年10月29日)</p>	<p>指摘事項の原因として掲げた事項それぞれに対し下記再発防止措置を実施。</p> <p>①業務委託担当は、支払期限前に会計事務担当と支払状況を確認する。</p> <p>②チェックリスト（起工簿）を作成し、業務委託担当が請求書等を受け取った際、日付を入力すると支払期限日が自動出力するようにし、会計事務担当が支払日を入力することで、支払期限と処理済みを確認する。</p> <p>(令和3年11月1日～令和4年2月22日)</p>
<p>《合規性》</p>	<p>【制度所管課】 会計課</p>	<p>過年度分の委託料未払いについて西区役所建設課から報告があったため、迅速な処理を促し、進捗状況について随時確認を行った。令和3年10月29日に過年度払いとして支払った。</p> <p>(令和3年10月)</p>	<p>・令和4年4月14日開催の新任係長研修及び令和4年4月15日開催の新任課長研修において、請求書保管場所の共有や、支払遅延や過年度払いが起こらないよう、組織として対応するよう依頼した。</p> <p>・出納閉鎖前の令和4年4月末から5月下旬にかけて、令和3年度分の支払漏れがないよう注意喚起する記事を職員ポータル掲示板に3回掲載した。</p> <p>・毎年秋から冬にかけて実施している会計課による会計検査において、請求書の保管方法や支払事務の進捗管理状況の確認を重点的な検査事項として位置づけ、現地検査を実施する。</p> <p>(令和4年4月14日～令和5年2月)</p>

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《意見》</p> <p>西区役所建設課では、前述のとおり指摘事項として整理した重大な支払遅延が2件検出されたところであるが、そのほかにも、収入事務では督促の未実施や調定の遅延、契約事務では物品の分割購入、補助金交付事務では交付決定通知書における金額の記載誤り、財産管理事務では行政財産使用料の算定誤りなど、一つ一つは重大とはいえないまでも、将来的に重大な影響を及ぼすおそれのある事務処理誤りが多数検出された。</p> <p>また、同課においては、前回の定期監査で監査委員より改善措置を求められた事務処理誤りに対して、複数人による確認の徹底や職場内研修の実施などといった再発防止措置を報告していたが、十分な措置が講じられておらず、是正されないまま、本監査においても同様の誤りが多数検出されている。さらに、同課が令和3年度当初に設定した内部統制における重点リスクは、窓口での現金取扱事務のみであり、そのほかの財務事務における不適正な事務処理や法令等の遵守の徹底に対する対応策が十分に講じられておらず、内部統制が有効に機能していない状況でもあった。</p> <p>前回の定期監査において監査委員より改善措置を求められ、これに対応する再発防止措置を報告していたにもかかわらず結果的にはかばかしい改善の成果が得られなかったこと、内部統制が有効に機能していない状況であったとみられることなどから、組織として財務事務に対する重要性の認識が欠如していなかったのかどうかという点に疑念の目を向けざるを得ない。指摘事項として整理した重大な支払遅延がほぼ同時期に2件も起きたことは、そうした認識の欠如の延長線上にある結果だという側面がある。</p> <p>こうした一連の事態が生じたことは、同課に所属する職員たちの日頃の地道な努力の積み重ねへのまっとうな評価をも覆すおそれがある。さらにいえば、そのことは、新潟市全体の職員への評価にも負の影響を与えかねない。</p> <p>同課においては、本監査において顕出された職務怠慢や非遵行為を猛省し、支払事務をはじめとした財務事務全般に対する重要性に改めて思いをいたし、組織としての取組の仕方を組み立て直すべきである。また、内部統制の整備に当たっては、日常事務に潜むリスクを十分把握し、正しく評価し直した上でその対応策をきちんと打ち立てることを目指すべきである。そのようにして、組織全体として適正な事務の執行が徹底される体制の整備に向けて直ちに着手し、所属する職員が市民のために心おきなく尽力することのできる職場環境を早期に確立するよう努めることを、強く要望するものである。</p>	<p>西区役所 建設課</p>		<p>定期監査における2件の指摘事項に対する再発防止措置内容はもとより、督促の未実施や調定の遅延、補助金交付決定額の記載誤りなどの注意事項に対する再発防止・改善策を確実に実施するとともに、今般の指摘・注意事項等を踏まえた内部統制を整備し、組織全体として適正な事務の執行が徹底されるよう取り組む。</p> <p>(令和4年3月30日～)</p>
	<p>【制度所管課】 総務部 行政経営課</p>		<p>ご指摘を踏まえ、今後も全庁で事務ミスや対応策などの事例を共有することによって、引き続き組織全体として適正な事務の執行が徹底されるよう、また、担当課が真に業務に向き合い重点リスクへの対応につながるよう、内部統制制度の磨き上げを行っていく。</p> <p>(令和4年4月～)</p>